

紀宝町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

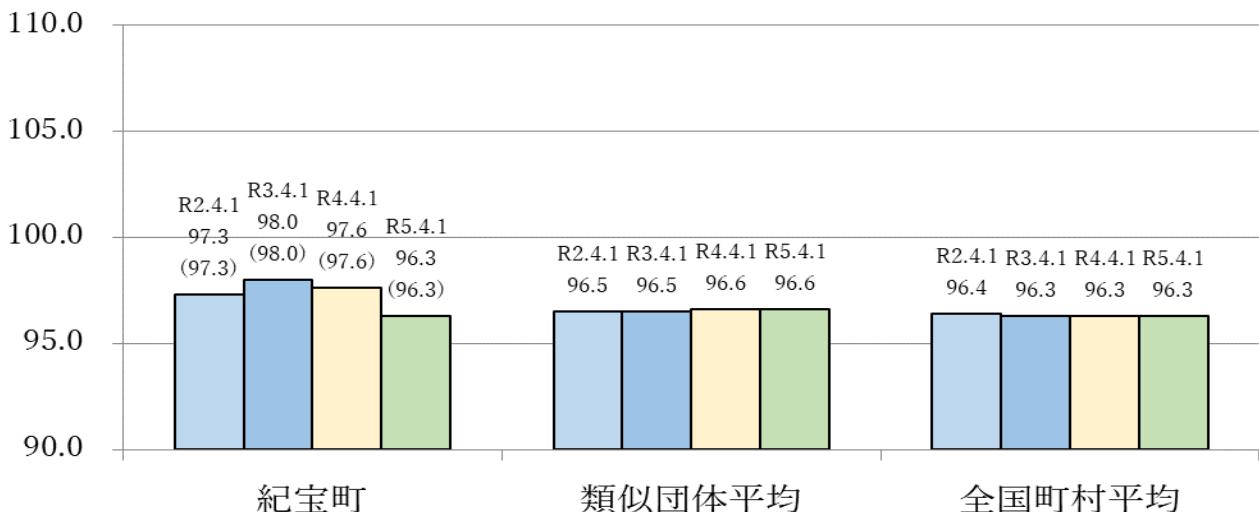
区分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 3年度の人件費率
4年度	人 10,436	千円 6,874,205	千円 341,833	千円 1,396,024	% 20.3	% 19.4

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費			(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費 千円	
		給料	職員手当	期末・勤勉手当			
4年度	人 112	千円 405,151	千円 79,437	千円 158,474	千円 643,062	5,742	5,614

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和4年4月1日現在の人数である。また、会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指數の状況



- (注) 1 ラスパイレス指數とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指數。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指數を指す。地域手当補正後ラスパイレス指數とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指數。
 (補正前のラスパイレス指數 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指數を単純平均したものである。

※ 令和4年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、
②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

--

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施] 未実施

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。

激変緩和のため、5年間（令和2年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準に準じて紀宝町においては支給なし。

（実施時期）平成27年4月1日

（参考）

	平成26 年度の 支給 割合	平成27年度の 支給割合		平成28 年度の 支給 割合	平成29 年度の 支給 割合	平成30 年度の 支給 割合	令和元 年度の 支給 割合	令和2 年度の 支給 割合	令和3 年度の 支給 割合	令和4 年度の 支給 割合
		4月1日	遡及 改定後							
国基準によ る支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
紀宝町の 支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%

③その他の見直し内容

（支給割合）管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。

（実施時期）平成27年4月1日

(5)特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和5年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
紀宝町	41.0歳	309,455円	351,342円	334,484円
三重県	43.8歳	330,856円	421,504円	369,671円
国	42.4歳	322,487円	—	404,015円
類似団体	41.8歳	306,481円	363,479円	332,045円

②技能労務職

区分	公 務 員					民 間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
紀宝町	56.9歳	4人	311,350円	322,175円	314,400円	—	—	—	—
うち給食調理員	56.3歳	3人	296,300円	310,000円	299,633円	飲食物調理従事者	45.9歳	255,200円	1.21
うち用務員	—	1人	—	—	—	他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者	—	—	—
三重県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国	51.2歳	1,941人	286,942円	—	329,178円	—	—	—	—
類似団体	50.2歳	4人	289,912円	314,573円	299,964円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
紀宝町	—	—	—
うち給食調理員	5,354,200円	3,366,400円	1.59
うち用務員	—	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(令和2年～令和4年の3ヶ年平均)。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③ 教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
紀宝町	38.7歳	240,700円	279,433円
三重県	41.3歳	357,342円	408,186円
類似団体	41.3歳	294,628円	326,464円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和5年4月1日現在）

区分	紀宝町	三重県	国
一般行政職	大学卒	185,200円	194,300円
	高校卒	154,600円	161,500円
技能労務職	高校卒	151,900円	—
	中学卒	140,000円	—
教育職	大学卒	—	216,800円
	高校卒	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和5年4月1日現在）

区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	246,400円	307,600円	354,600円
	高校卒	—	250,300円	292,500円
技能労務職	高校卒	—	—	—
	中学卒	—	—	—
教育職	大学卒	239,000円	—	—
	高校卒	—	—	—

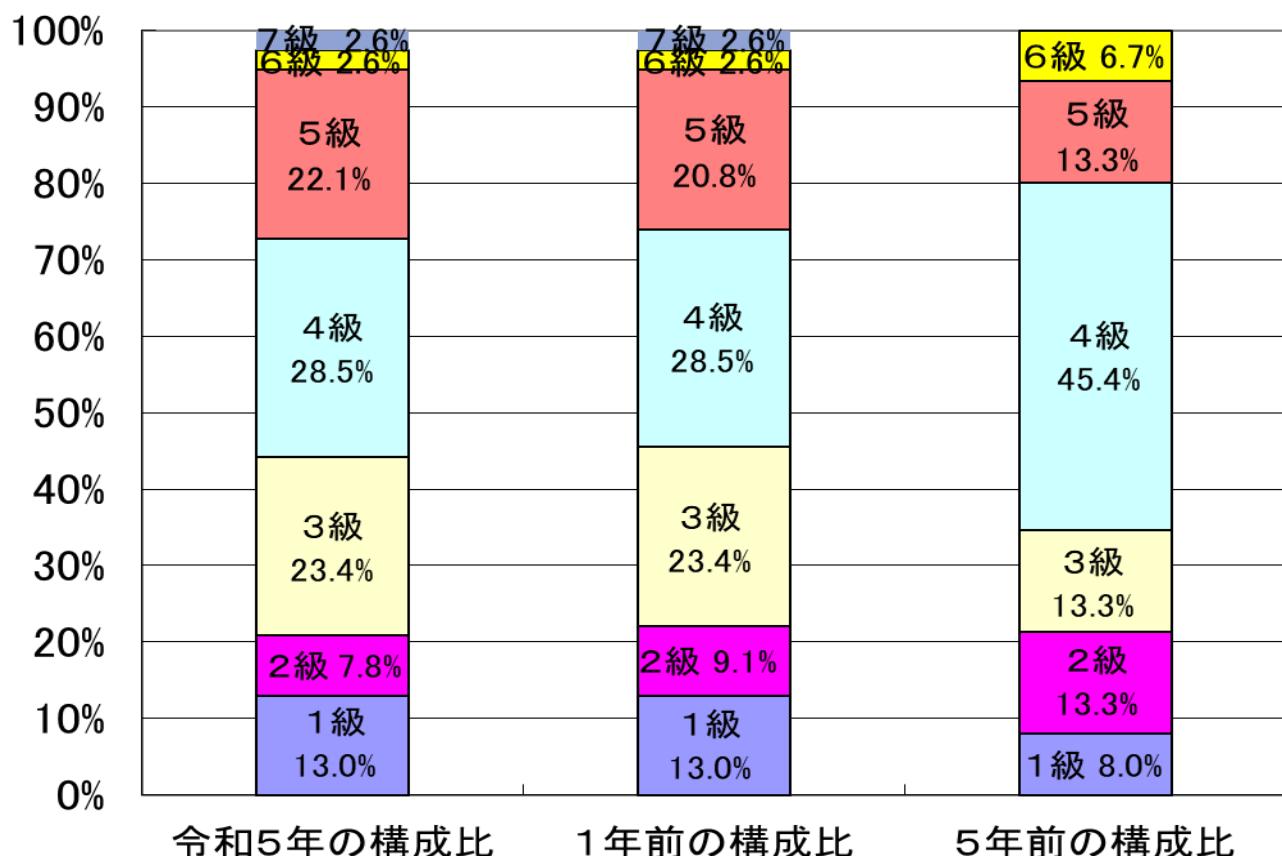
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和5年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
7級	調整監	2人	% 2.6	円 362,900	円 444,900
6級	理事	2人	% 2.6	円 319,200	円 410,200
5級	課長・参事	17人	% 22.1	円 290,700	円 393,000
4級	課長補佐・主幹	22人	% 28.5	円 266,000	円 381,000
3級	係長・主査・主任	18人	% 23.4	円 234,400	円 350,000
2級	主事	6人	% 7.8	円 198,500	円 304,200
1級	主事	10人	% 13.0	円 150,100	円 247,600

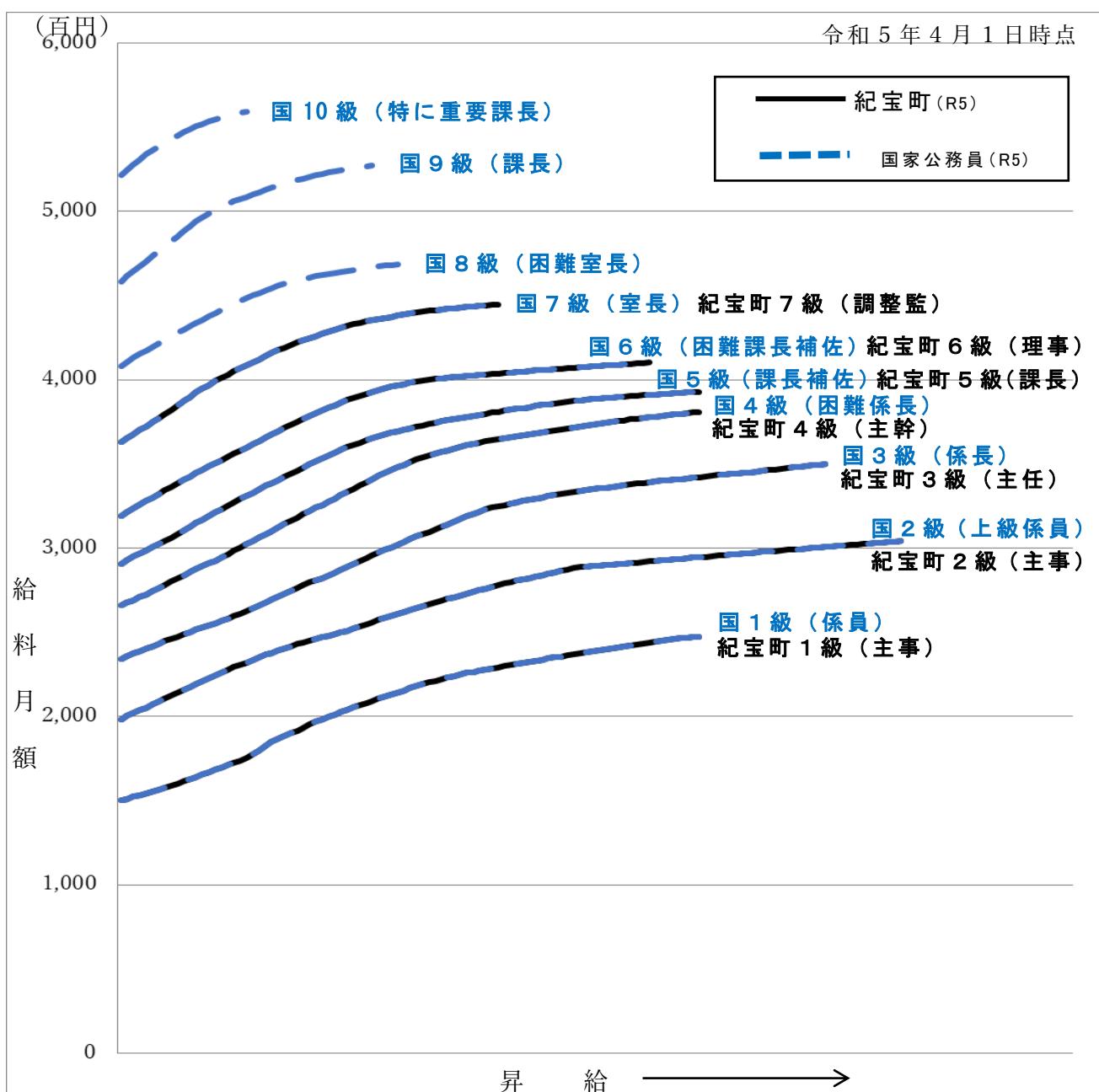
(注) 1 紀宝町職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和5年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（紀宝町）

令和4年4月2日から令和5年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定	..	未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

紀 宝 町	三 重 県	国
1人当たり平均支給額(4年度) 1,378 千円	1人当たり平均支給額(4年度) 1,642 千円	—
(4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.40 月分 2.00 月分 (1.35)月分 (0.95)月分 ※令和3年人事院勧告における0.15月の引き下げ分(4.45月→4.3月)を令和4年6月期で調整	(4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.40 月分 2.00 月分 (1.35)月分 (0.95)月分 ※令和3年人事院勧告における0.15月の引き下げ分(4.45月→4.3月)を令和4年6月期で調整	(4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.40 月分 2.00 月分 (1.35)月分 (0.95)月分 ※令和3年人事院勧告における0.15月の引き下げ分(4.45月→4.3月)を令和4年6月期で調整
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（紀宝町）

令和4年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定期間	未定		未定	

(2) 退職手当（令和5年4月1日現在）

紀 宝 町	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特別措置(2~45%加算) (退職時特別昇給 なし) 1人当たり平均支給額一千円 17,577千円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(割増率2~45%)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（4年度決算）		0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）		0円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
6級地（津市）	6%	0人	6%

(4) 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（4年度決算）	190千円			
支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	14,669円			
職員全体に占める手当支給職員の割合（4年度）	11.3%			
手当の種類（手当数）	8			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (4年度決算)	左記職員に対する支給 単価
特殊勤務手当	税務関係職員	町税等の賦課、徴収事務のため現場に出張する業務	49千円	日額400円
特殊勤務手当	衛生関係職員	感染症防疫等作業業務	31千円	日額500円
特殊勤務手当	福祉・衛生関係職員	行旅死亡人取扱い業務	0千円	日額2,000円
特殊勤務手当	清掃関係職員	塵芥収集業務	0千円	日額700円
特殊勤務手当	総務・福祉・建設関係職員	災害時における救助活動業務	0千円	日額500円
特殊勤務手当	建設関係職員	危険箇所の土木測量及び調査業務	0千円	日額500円
特殊勤務手当	建設関係職員	用地の交渉業務	0千円	日額500円
特殊勤務手当	医師	休日等における医師の業務	110千円	1回当たり5,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（4年度決算）	33,517千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	372千円
支給実績（3年度決算）	42,084千円
職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）	453千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（4年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和5年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国 の 制 度 と の 異 同	国 の 制 度 と 異 な る 内 容	支 給 実 績 (4 年 度 決 算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (4 年 度 決 算)
扶 養 手 当	配偶者6,500円、子 10,000円(16歳以上 22歳までの子につ いて5,000円加算) 、上記以外の扶養親 族6,500円など	同		12,367千円	257,646円
住 居 手 当	借家 最高支給28,000円 持家 2,000円 (新築又は購入後 5年まで2,500円)	同／異	持家あり	5,629千円	110,373円
通 勤 手 当	ア 交通機関利用 最高支給55,000円 イ 交通用具利用 最高支給17,600円	同／異	交通用具利用者 2~4km 3,700円 4~6km 6,300円 6~8km 8,800円 8~10km 11,300円 10~12km 13,800円 12~14km 16,300円 14km~ 17,600円	6,804千円	97,200円
管理職手当	調整監20% 理事15% 課長12% 参事10% 診療所長25%	異		13,202千円	628,667円
管理職員特別 勤務手当	管理職員の週休日 等又は深夜における勤務1回につき 6,000円	異		588千円	34,588円
医師確保手当	医師の資格を有する職員の給料号級に応じ250,000円～450,000円			5,400千円	5,400,000円
医師研究手当	医師の資格を有する職員の給料号級に応じ 65,000円～150,000円			1,740千円	1,740,000円

5 特別職の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区分		給料	月額等
給 料	市 区 町 村 長	666,000 円 (740,000 円)	(参考) 類似団体における最高／最低額 855,000 円／513,100 円
	副 市 町 村 長	535,500 円 (595,000 円)	680,000 円／476,000 円
報 酬	議 長	255,000 円	408,000 円／218,000 円
	副 議 長	205,000 円	342,000 円／174,000 円
期 末 手 当	議 長	195,000 円	323,000 円／156,000 円
	副 議 長	(4年度支給割合) 4.40 月分	
退 職 手 当	議 長	(4年度支給割合) 3.30 月分	
	副 議 長	(算定方式) 給料月額 × 在職月数 × 41.6 / 100	(1期の手当額) 13,298,688円 (支給時期) 任期毎
副 市 町 村 長	給料月額 × 在職月数 × 25 / 100	6,426,000円	任期毎
	備 考		

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年 = 48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況（令和5年4月1日現在）

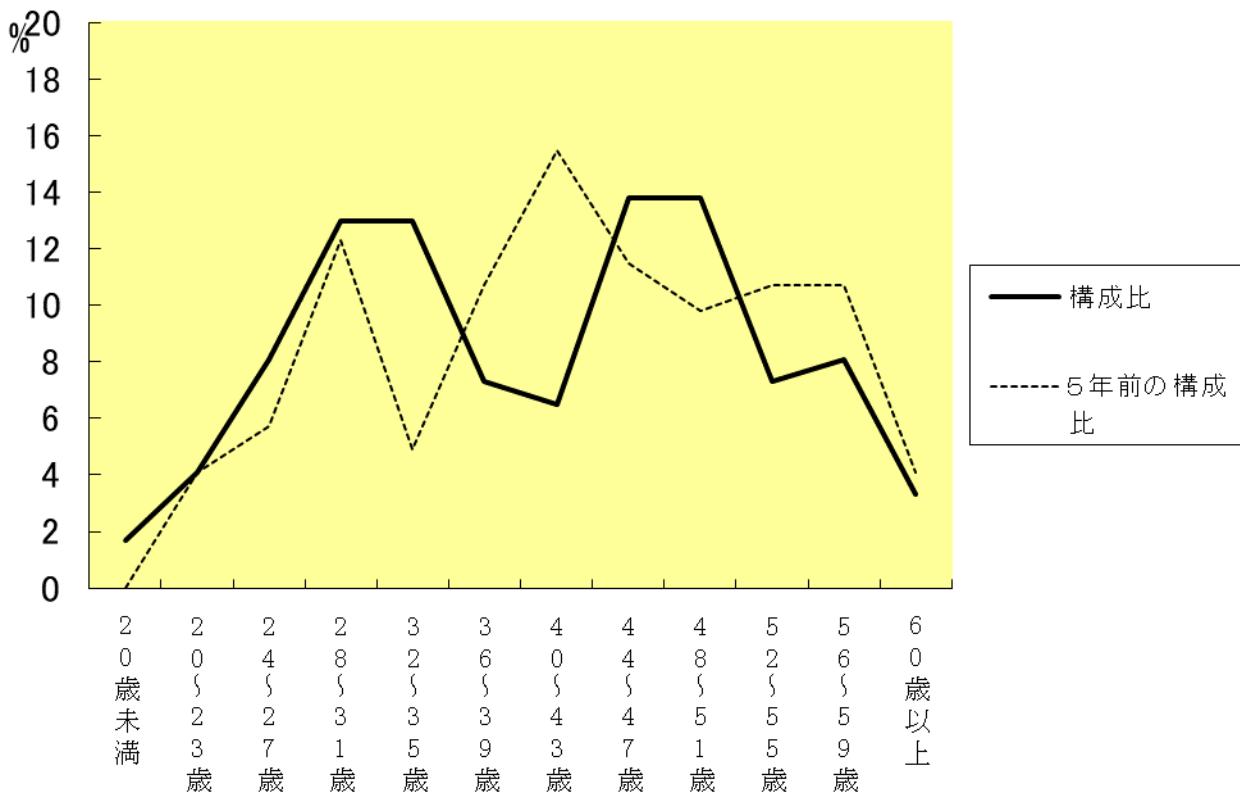
(単位：人)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増 減 数	主な增減理由
		令和4年	令和5年		
普通会計部門	一般総務	28	29	1	防災対策の充実 看護師業務の増
	税務	5	5	0	
	農林水産	6	6	0	
	土木	10	10	0	
	民生	29	29	0	
	衛生	19	20	1	
	計	99	101	2	<参考> 人口1万当たり職員数 96.78 人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 88.02 人)
教育部門	教育部門	13	13	0	
	消防部門				
	小計	112	114	2	<参考> 人口1万当たり職員数 109.24 人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 106.97 人)
公営企業計等部門	水道その他	4 6	4 5	-1	三重県後期高齢者医療広域連合派遣の終了
	小計	10	9	-1	
合 計		122 [150]	123 [150]	1 [0]	<参考> 人口1万当たり職員数 117.86 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和5年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳	21歳	22歳	23歳	24歳	25歳	26歳	27歳	28歳	29歳	30歳	31歳	32歳	33歳	34歳	35歳	36歳	37歳	38歳	39歳	40歳	41歳	42歳	43歳	44歳	45歳	46歳	47歳	48歳	49歳	50歳	51歳	52歳	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳以上	計
職員数	人	2	人	5	人	10	人	16	人	16	人	9	人	8	人	17	人	17	人	9	人	10	人	4	人	123																	

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 年度	30年	元年	2年	3年	4年	5年	過去5年間 の増減数(率)
一般行政	100	100	100	101	99	101	1(1.0%)
教育	13	13	14	14	13	13	0(0%)
消防							(%)
普通会計	113	113	114	115	112	114	1(0.9%)
公営企業等会計	9	9	9	10	10	9	0(0%)
総合計	122	122	123	125	122	123	1(0.8%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 3年度の総費用に占 める職員給与費比率
4年度	千円 226,800	千円 63,705	千円 30,836	% 13.6	% 9.4

区分	職員数 A	給 与 費				(参考)市町村平均 一人当たり給与費 B/A	
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
4年度	人 4	千円 12,076	千円 1,378	千円 4,754	千円 18,208	千円 4,552	千円 6,018

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、令和5年3月31日現在の人数である。また、会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

特になし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和5年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
紀宝町	33.1歳	256,000円	370,125円
団体平均	45.7歳	335,310円	500,619円
事業者	—	—	—

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

紀宝町	一般行政職（紀宝町）	団体平均
1人当たり平均支給額(4年度) 1,188千円	1人当たり平均支給額(4年度) 1,378千円	1人当たり平均支給額(4年度) 1,438千円
(4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.40 月分 2.00 月分 (1.35)月分 (0.95)月分	(4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.40 月分 2.00 月分 (1.35)月分 (0.95)月分	—
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	—

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和5年4月1日現在）

紀　　宝　　町			一般行政職（紀宝町）		
(支給率)　自己都合 応募認定・定年勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	(支給率)　自己都合 応募認定・定年勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特別措置(2~45%加算)			定年前早期退職特別措置(2~45%加算)		
(退職時特別昇給　なし)			(退職時特別昇給　なし)		
1人当たり平均支給額一千円		一千円	1人当たり平均支給額一千円		17,577千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（4年度決算）		0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）		0円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
6級地（津市）	6%	0人	6%

エ 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（4年度決算）		3千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）		700円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（4年度）		100%		
手当の種類（手当数）		8		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (4年度決算)	左記職員に対する支給単価
特殊勤務手当	徴収、滞納関係職員	町税等の賦課、徴収事務のため現場に出張する業務	3千円	日額400円
特殊勤務手当	—	感染症防疫等作業業務	0千円	日額500円
特殊勤務手当	—	行旅死亡人取扱い業務	0千円	日額2,000円
特殊勤務手当	—	塵芥収集業務	0千円	日額700円
特殊勤務手当	—	災害時における救助活動業務	0千円	日額500円
特殊勤務手当	—	危険箇所の土木測量及び調査業務	0千円	日額500円
特殊勤務手当	—	用地の交渉業務	0千円	日額500円
特殊勤務手当	—	休日等における医師の業務	0千円	1回当たり5,000円

才 時間外勤務手当

支給実績（4年度決算）	732 千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	183 千円
支給実績（3年度決算）	771 千円
職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）	193 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（4年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (4年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (4年度決算)
扶養手当	配偶者6,500円、子10,000円（16歳以上22歳までの子について5,000円加算）、上記以外の扶養親族6,500円など	同		509 千円	254,750 円
住居手当	借家 最高支給28,000円 持家 2,000円 (新築又は購入後5年まで2,500円)	同		54 千円	27,000 円
通勤手当	ア交通機関利用 最高支給55,000円 イ交通用具利用 最高支給17,600円	同		80 千円	40,368 円
管理職手当	調整監20% 理事15% 課長12% 参事10% 診療所長25%	同		0 千円	0 円